平成２９年（フ）第１０５号
鹿児島県姶良市西餅田3444番地56
債務者　田丸　あい（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
鹿児島県阿久根市赤瀬川4328番地15　市営寺山住宅２号棟301号
債務者　猿樂　由香
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第８１号
鹿児島県薩摩川内市平佐町1957番地３
債務者　片瀬　靖晃
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
福島県郡山市日和田町字長岡６番地の35
債務者　工藤　憲一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第１４０号
兵庫県明石市大久保町西島152番地の７
債務者　西川　未彩
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
兵庫県明石市林崎町３丁目519番地の４　第二みのり荘
債務者　帆端　佳子
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
兵庫県明石市大久保町大窪2620番地の13　大久保マンション１Ｆ－Ｃ、前住所兵庫県加古川市平岡町土山785番地の84
債務者　小西　康之
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２３０号
兵庫県明石市西明石南町２丁目22番３号　ＫＦビル501号
債務者　牛原しげみ
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第２３１号
兵庫県明石市西明石南町２丁目22番３号　ＫＦビル501号
債務者　森越　重夫
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
佐賀県唐津市養母田鬼塚４番１－401号　市営アパート（新開団地）
債務者　岡崎　洋平
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２９年（フ）第３２３号
沖縄県那覇市字天久800番地２　三基コーポ401
債務者　米田　桃子（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第７２３号
千葉県鎌ケ谷市東中沢２丁目20番17―101号
債務者　日野友美子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７４７号
千葉県松戸市野菊野４番地　野菊野団地４棟801号室
債務者　黒澤　誠司
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６５号
千葉県柏市篠籠田1395番地１　ルナ・シェンテⅡ―102号
債務者　鷲田　佳子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７６６号
千葉県野田市なみき４丁目13番地４　ルミエールツカサ１号101
債務者　サダブちつる（旧姓藤江）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第５３９号
神奈川県厚木市酒井2154番地１　ベルヴィル宮ノ前Ａ―101
債務者　吉田　美世（旧姓松嶋）
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５６６号
神奈川県足柄上郡山北町山北596番地　町営金森住宅５号
債務者　小野間初子
1　決定年月日時　平成29年11月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部